

相談支援従事者研修体系表(獲得目標、期待する役割等)

平成27年12月時点

	初任者研修	現任研修	専門コース別研修			基幹相談支援センター職員コース
			専門テーマ別コース	指導者養成・ファシリテーションコース	指導者養成・スーパービジョンコース	
目的	ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の基礎的援助技術の習得。	地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図る。	相談支援に従事している者が、より専門的な知識を必要とする相談や困難事例に適切に対応するために、最新の知識や技術を習得し、資質の向上を図る。	相談支援従事者研修等のファシリテーターの養成と、地域自立支援協議会等で他のメンバーやチームの力を引き出すファシリテーションの技術をもち、地域の中核となる人材育成を図る。	障がい者相談支援アドバイザー等の指導的立場の相談支援専門員を対象に困難事例等に対するスーパービジョンの手法を身につけるとともに地域の相談支援専門員に対するスキルアップ研修等の指導者役(講師)や企画ができる人材を養成する。	基幹相談支援センターの役割を理解し、地域自立支援協議会を活性化させ、地域の相談支援を牽引することができる人材を育成する。基幹相談支援センターの先行事例等の情報共有を通じて取組みの活性化を図る。
位置づけ	法定(認定)研修	法定(更新)研修	任意研修	任意研修	任意研修(対象者限定)	任意研修(対象者限定)
実施主体	指定研修事業者	指定研修事業者	大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪府障がい者自立相談支援センター
対象者	[5日課程] ①指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所において、相談支援専門員として従事しようとする者 ②指定障がい児相談支援事業所において、相談支援専門員として従事しようとする者 ③指定重度障がい者等包括支援事業所において、サービス提供責任者として従事しようとする者	以下の①と②の要件を満たすもの ①指定特定、一般、障がい児相談支援事業所において相談支援専門員、または指定重度障がい者等包括支援においてサービス提供責任者(以下、「指定特定相談支援事業所等において相談支援専門員等」という。)として従事している者(今後、相談支援専門員等として実務経験があり相談支援専門員等として従事予定者を含む) ②「相談支援従事者初任者研修5日課程」あるいは「障がい者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の1日課程」を修了した年度の翌年度を初年度として以降の5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けようとする者	現に指定特定相談支援事業所等において相談支援専門員等として従事している者	・相談支援従事者研修においてファシリテーターとして活躍している、または、今後活躍する予定の者。 ・市町村職員、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所等において相談支援専門員等として従事している者で、地域自立支援協議会などで中心的に活躍できる者。	・相談支援従事者現任研修を修了済みであること。 ・現に指定特定相談支援事業所等において相談支援専門員等として従事している人(経験年数おおむね8年以上)。 ・上記の条件に合わせ、相談支援従事者研修の講師や演習リーダーの経験がある、または今後、講師や演習リーダーをする予定の人。 ・すでに他の相談支援専門員への指導を行っている、または今後指導を行う予定の人。 ・指導者養成・ファシリテーションコースを修了していることが望ましい。	・基幹相談支援センター職員(地域自立支援協議会担当市町村職員)
獲得目標	○障害者総合支援法や児童福祉法に基づく相談支援の基本姿勢、身体・知的・精神等の各障がいについて、権利擁護と虐待防止の視点等の障がい福祉に関する全般的な知識について理解する。 ○本人の想いに寄り添うサービス等利用計画がたてられるようになる。	○現任者については、障がい福祉に関する理念、一般的知識、支援の進め方等を一定獲得した上で、障がい児者支援全般において必要な専門的知識、技術の獲得をめざす。また、予定者については、今後相談支援専門員として従事した場合に即対応できる知識や技術の獲得をめざす。 ○サービス等利用計画の作成だけでなく、個別課題から地域課題への分析法を理解し、地域課題の改善につなげる。 ○現在行っている自身の支援の在り方を振り返り、改善点など今後の目標設定を行う。	○障がい特性に応じた適切な支援を行うための最新かつ専門的知識を獲得する。 ○地域移行・地域定着支援など相談支援従事者研修事業実施要綱にて示されるテーマに応じた、福祉制度およびサービスの最新情報を知る。 ○上記の知識および技術を獲得した上で、本人のニーズに応じた支援を実行できる。	○地域自立支援協議会やサービス担当者会議の進行等に必要なファシリテーション技術を習得する。 ○相談支援従事者初任者研修・現任研修の演習にてファシリテーターをする力量を身につける。	○相談支援専門員をスーパービジョンできる力を身につける。 ○地域で実施する研修や企画等のリーダーシップがとれる技量を身につける。 ○地域自立支援協議会等の場において、自身の相談支援の豊富な経験を踏まえ、障がい児者の生活支援の向上のためのビジョンを提案する。	○地域自立支援協議会において、地域の障がい者等の支援体制の強化を図るため、地域の関係機関等に対し改善・創意工夫や連携の充実等の働きかけができる。 ○地域の相談支援事業所の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)を担うことができる。
研修形式	[5日課程]講義3日間・演習2日間	講義1日間・演習2日間	講義と演習を内容によって適宜定めて実施事例報告を含むことが望ましい	講義・演習:3日間	講義・演習を年に5回程度実施	講義・演習:2日間程度
スキル獲得のためのチェックポイント	□ケアマネジメントの基本姿勢を獲得。 □利用者意向に基づく地域支援の理念を獲得。 □サービス等利用計画が作成できる。 □権利擁護と虐待防止の視点の獲得。 □関係機関との協議調整力の重要性を理解し、ファシリテーション技術の必要性を知る。 □地域自立支援協議会についての理解。	(予定者コース) 初任者研修に準ずる。 (現任者コース) □初任者研修におけるチェックポイントに基づいた支援についてブラッシュアップする。 □エンパワメントの視点にたつて本人の意思決定を支援するとともに、事業所内の相談支援専門員に助言できる。 □今までの自身の業務が権利擁護の視点にたつていか振り返る。 □演習においてグループスーパービジョンを経験してスーパービジョンの必要性を理解するとともに、プレゼンテーション能力、調整能力の更なる向上をめざす。 □地域自立支援協議会を活用して、個別支援から抽出された地域課題の解決法を検討できる。	□障がい児者支援を行う上で必要な専門的知識(医療・法律等も含む)の獲得。 □専門的知識を要する障がいに対し、その障がい特性に応じたサービス等利用計画の作成ができる。	□相談支援専門員としてチームの力を引き出す「集団における問題解決の方法」「アイデア開発」「合意形成」等のファシリテーションについての基礎知識を習得する。 □ファシリテーション技術の活用の仕方を身につける。	□専門職としての高度な知識や自己理解等を習得し、自身の蓄積された経験を踏まえ、個人・グループスーパービジョンの具体的方法を構築する。 □困難事例への対応が可能であり、他の相談支援専門員にスーパービジョンができる。 □地域の課題を整理し、解決に向けたアイデアの提示ができる。 □抽出した地域課題に対応した研修の実施に向けて、市町村等が実施する研修企画等に参画できる。	□地域自立支援協議会での基幹相談支援センターの役割と、協議会の運営の方法、地域の関係機関のネットワーク構築の工夫等について学ぶ。 □地域の相談支援専門員に対する小規模研修の企画力をつけ、実施する。
期待する役割	☆本人の想いに寄り添う相談支援専門員として従事する。	☆本人中心の支援計画の実現のため、チームアプローチをすすめる、ネットワークの構築ができる相談支援専門員として従事する。	☆専門的知識を習得して障がい特性や個性に応じたサービス等利用計画を作成することができる相談支援専門員となる。	☆地域を活性化させるため、地域自立支援協議会やサービス担当者会議等でファシリテーションの技術を使い活躍する。 ☆相談支援従事者初任者研修・現任研修のファシリテーターを行う。	☆障がい福祉施策の動向や蓄積された経験を踏まえ、他の相談支援専門員のスーパービジョンを行い、相談支援専門員の質の向上に努めるとともに、相談支援専門員のネットワーク構築の中心的な役割を担う。 ☆相談支援従事者初任者研修・現任研修の企画や講師として活躍する。 ☆市町村等が実施する研修の講師として活躍する。	☆相談支援事業所をはじめ関係機関との連携を図り、地域自立支援協議会を活性化させる。 ☆基幹相談支援センターとして、地域の相談支援体制の質の向上のため、人材育成をすすめる。